

第2回 熊本県廃棄物処理計画検討委員会 議事録（議題質疑応答部分）

日 時：令和7年（2025年）9月26日（金）10：00～12：15

場 所：県庁本館5階 審議会室

出席委員：全11名中9名出席、2名欠席

◆開会

篠原委員長 それでは、早速議事に入りたいと思います。議題1、第1回検討委員会後の対応について。まずは事務局から説明をお願いします。

◆議題1 第1回検討委員会後の対応について

事務局 計画全体の状況の説明及び第1回検討委員会後の対応についての説明（資料2、資料3）

篠原委員長 ただいまの御説明に何か御意見、御質問はございますか。第1回検討委員会における委員からの質問に対する回答はよろしいでしょうか。

（「なし」との声あり）

篠原委員長 ないようですので、次に議題2に移りたいと思います。

◆議題2 サークュラーエコノミー（循環経済）への移行における現状及び課題について

事務局 サークュラーエコノミー（循環経済）への移行における現状及び課題についての説明（資料3 第5章）

篠原委員長 ただいまの説明について、御質問、御意見、ございましたらどうぞ。

柳瀬副委員長 生産、流通、使用、廃棄段階の現状と課題の後に、熊本県の特性を生かすということで、計画の中では、生産から廃棄までのところで説明いただいた内容については対応する。それにプラスして、いわゆる熊本県の特性として、バイオマスなどを少し重点的にやりたいというような考え方で問題ないか。

事務局 そのとおりで、生産段階からの各ステップの課題対応と併せて、バイオマス資源が本県の特徴であるため、そこを生かす取組をプラスして、県独自で推し進めていきたい。

田崎委員 サークュラーエコノミーという時代になって、これまでの廃棄物処理計画よりも射程が広がっている。国の循環基本計画の中でも、いわゆる廃棄物になった後のリサイクル率だけではなくて、リサイクルされた資源をどう使うのか、再生可能な資源をどう使うのかということで、新たに着目した指標が入ってきているので、それを的確に熊本県でも取り入れようとしている点で時代に合ったものになってきている。

私から指摘したいのは、流通・サービス段階。資料は55ページ。3点あります。排出事業者のアンケートで電子マニフェストの13%というのは、まず製造段階も小売段階も全てを含んだ値になっていて、必ずしも流通・サービス段階に特定した話ではなくて、むしろ廃棄段階のことに関係するため、書く場所が気になるところ。

丸の3番目の処理事業者アンケートで、今後取り組みたい事業として「製造業者と連携する」の部分は非常に大切。排出事業者の中でも、特に流通・サービス事業者といわゆるリサイクラー、それから廃棄物処理事業者がしっかりと連携をする意識が現状として弱い。ため、もう少し流通・サービスを意識した形で表現してはどうか。それから、この部分でもう1点指摘しておきたいのは、本来であれば、スーパーやコンビニ、最近国でも注目しているのは衣類関係の流通で、事業者のリサイクルに対する貢献がどれぐらい進んでいるのか、現状では具体的な数字が出ていないため、流通・サービス段階での調査ができていないと考える。できていないならば、それをこの計画期間の中でしっかり実施していただいて、それが進捗しているかということを確認していただく必要があると考える。

事務局

まず、1点目の電子マニフェストの利用割合、必ずしも流通段階だけではなく、ほかのいろいろな段階での電子マニフェスト利用を含むので、場所的にここはいかななものかという御指摘。御指摘のとおり、流通段階に限ったところではないが、流通・サービス段階というところで、モノの受渡し、流れという点に着目して、排出事業者から処理事業者のほうにモノが受け渡し、流れる、そこで電子マニフェストのやり取りが発生するという意図で、ここに入れさせていただいた。

あと、2点目の処理事業者のアンケートで、製造業者との連携の部分、もう少し流通・サービスというところを意識して書くべきではないのかという御指摘。そこは御指摘どおり、どちらかというと廃棄の段階にも関わる場所であるため、少し表現を工夫したい。ただ、これを書いた意図は、動静脈連携ということで、静脈側から動脈側のほうに原料を供給するという流通の視点で、使用済みになった製品をうまく回収することが重要であるため、流通・サービス段階に書いたところ。その意図がよく伝わらない記載ぶりだったため、工夫して記載したい。

それから、最後、衣類関連でどのくらいリサイクルされているのかというデータがないので、この点は今後5年間の中でデータを取得し、指標として参考にできないか検討していきたい。

田崎委員 衣類だけではなく、流通・サービス業全体、スーパーやコンビニも含めてあるため、どの業種を特定して調査するかということは御判断いただきたい。必ずしも衣類に限ったわけではないということを付け加えさせていただく。

サービス段階という点が、いわゆる動脈側のサービスだけではなくて、リサイクルプロセスのサービスも意識した文章であることを改めて理解した。

田中委員 52ページにある「熊本版サーキュラーエコノミーの移行 目指すべき姿」は熊本が目指す姿なのか。51ページに「サーキュラーエコノミーとは」と書いてあるので、ここに書いてある内容は、国が掲げている目指すべき姿で、この後53、54ページで各段階が書いてあり、52ページに書いてある目指すべき姿と、54ページに書いてある熊本県の特性を生かすべき姿は、一体何がどう違うんでしょうか。

意味合いとしては、国の計画に基づいて、日本のサーキュラーエコノミーが目指すべき姿を52ページに書かれているのではないのかと。各段階が目指すべき姿が53、54ページに書かれていて、これをベースとして、熊本が目指すべき姿というのがこの54ページの真ん中に書かれているんじゃないのかなと思う。表記がこれだと、国の大まかな定義を最初に言って、熊本の定義が入って、各段階ではこのようなことをしますよと言って、もう1回、熊本県のあるべき姿に返ってくるという構成で、物事が行ったり来たりしていて、一貫して読むと少し分かりづらいと考える。

もし、私の今の考えが違って、52ページの真ん中から以降は全て熊本県が、目指すべき姿が描かれているということであればこれでもいいんですが、そこが非常に分かりづらいと考えている。ここはどういう趣旨だったのか聞かせていただきたい。

事務局 52ページの熊本版目指すべき姿は、基本的に国の計画を踏襲したもので、そこから熊本として取り組めるところ、取り組むべきところをピックアップしたものを書いている。この具体的な中身が53ページ以降の各ステップの目指すべき姿と、熊本県の特性を生かすべき姿、52ページが全てを包括しているところ。

少し違和感を持たれたのは、52ページが一般的なことを書いて、54ページは、先ほど柳瀬委員からもお話があった熊本県の特性を生かすべき姿、熊本県として特化してやるという記載がある中で、52ページについて、熊本県の特性を生かすべき姿が見えづらいのと受け止めたところ。文章的に熊本県の特性に関する部分は最後の地場産業の振興のところにつなげているところではあるが、追加で

本県の特長である「バイオマス」というキーワードを入れ熊本県の特長部分を強調していきたい。

田中委員

それと1点、56ページの下から3分の1ぐらいのところに製品プラスチックの分別回収を実施している自治体が14自治体にとどまっている記載。新プラ法が施行されて、自治体の回収が努力義務になっているが、県内だと14自治体しか進んでいない。52ページにサーキュラーエコノミーの循環図が描いてあるが、結局は循環なので、どこから始めるかというよりも、どこからも始めないとこの輪がきちんと回らないと考える。

その課題に向けて「できるだけ多くの自治体が製品プラスチックの分別回収を実施していく必要がある」と課題に書いてあるが、表現としては弱いのかなと、自治体が掲げる目標なので、例えば、「県内全ての市町村が製品プラスチックの回収を目指すようにする」など。ただし、結局コスト的な部分でどうしてもやれていない自治体がある。また、この循環図の生産段階から始めればずっと廃棄段階まで進んでいくのかというのではなくて、やれるところから随時取り組んでいかないと、目標年度に熊本県が目指す姿の実現というのはなかなか難しいのではと考える。その辺りを県として強く市町村に押ししていきますという部分が、計画なのであっていいのかなと考える。

事務局

課題は製品プラの回収がまだ十分じゃないところ。取組としては、サーキュラーエコノミーの各ステップでいろいろとやることがあるのではないかと受け止めたが、次の第6章にその部分は書いている。

例えば、廃棄段階では、市町村は回収を進めていただく必要があるが、県で製品プラを集めるに当たっての周知や、試験的な回収事業等に上限50万円、10分の10で補助する事業をやっている。また、これに関連し生産段階で、製品プラがうまく利活用されるためには、設計段階から回収利用されやすい製品設計をやるべきで、そういった製品を推奨するとともに補助や認証という形で後押しする。

東原委員

56ページの真ん中に「食品廃棄物の利活用率は31.3%であり、全国平均値60%を大きく下回っている」という表現がある。この前半部分の「食品廃棄物の利活用率」の中に、多くはフードドライブなどの方法が入っていると思うが、ほかにどういう方法があるか教えていただきたい。また、熊本県では消費生活課でフードドライブの取組をしている。消費者と一緒に盛上げていきたいという運動であるため、その取組みも書き足していただきたい。

フードロスに関しては、廃棄物のうち半分ぐらいは家庭から出ているものだと思う。消費者が消費期限や賞味期限という意味の正しい理解、普及啓発なども必要と考える。まだ食べられるもの、賞味期限であれば、おいしく食べられる期間というのが本来の意味であるが、そうではなくて、期限を過ぎたから捨てるとか、安いからスーパーで要らないものまで買ってしまっただけで結局廃棄につながるなどがある。また、宴会等での食べ残しというのも非常に気になる。そのような普及啓発の取り組みも課題として挙げていただければと考える。

事務局

特に今ご指摘いただいたところは各家庭でぜひ実践していただきたいところ。

まず、フードドライブ以外にどんな取組があるのかについて、堆肥化やメタン発酵などのエネルギー利用がある。食品は何らかの肥料で育っているもので、余った食品をまた肥料として戻して、また生産してもらおうと。そういう循環というのは非常に大事なところ。

本県の場合、堆肥化をやる大きな会社が以前はあったが、当該事業所がなくなり、堆肥化に取り組んでいる事業者が、ほかの県に比べて少ないという状況があり、この数値にとどまっているというところ。

フードドライブや食べ残しに関する、課題は書いていないが、第6章の食ロス防止のところ、施策的なところは書いているため、そこで議論いただきたい。

石坂委員

電子マニフェストは、私たち処理業者、処分業者、リサイクラー含めてみんなで推進しているが、私たちが直接的に普及率を高めることができない。マニフェストは排出事業者が出すため、相手が紙マニフェストを要求した場合、私たち（処理業者）は紙マニフェストを使わざるを得ない。普及率を上げるためには、排出事業者が、少しの廃棄物でも産廃については、きちんとマニフェストを切るということを事業者、そして、県民が理解することが重要になる。

熊本県は日本国内で唯一、マニフェストでK票という票がある。そのK票は熊本県で集計し、年間どれだけ、どのような廃棄物が発生し処理されたのか熊本県が確認する仕組みになっている。

しかし、電子マニフェストはK票がないため、その点、県がどのようにお考えかを聞きたい。

事務局

電子マニフェストの普及は、電子マニフェストの方がメリットがある、紙マニフェストよりも使いやすいといったことを排出事業者に実感していただく、もしくはメリットを感じていただけるような

仕組みが必要と考える。産業資源循環協会とも連携し考えていきたいため、ぜひ御協力をお願いしたい。

K票が最終的に熊本県に戻ってくことで、適切な処分ができてないケースをチェックしており、一定の効果は果たしてきたと自負している。ただ、電子マニフェストは自治体の権限で確認できるため、K票は不要になると考えている。

K票は、排出事業者が返すものであるが、かなり処理業者に負担をかけているところもあるため、電子マニフェストを早く普及し、熊本県も他県と同じような負担感に持っていきたい。

石坂委員 私たちも、電子マニフェストの最後の部分を県で確認いただければ、本当はそれでいいと考えている。

K票は抑止力で、県にそれが行くから排出事業者も伝票を保管して、きちんとしておくという部分もある。

また、混合廃棄物という項目があると、排出事業者は全て混合廃棄物ということで処理してほしいと要求してくることが多々ある。混合ということは、分別もしなくていい、捨てるのもそんなに厳しく言われないみたいな、そういう何か誤認した認識があつて。

廃棄物のマニフェストは、マニフェスト1枚に対して廃棄物は1種類です。しかし、混合廃棄物として、4品目ぐらいを1枚のマニフェストで終わらせて、マニフェスト代を安くしている事例もある。マニフェスト上は混合廃棄物としても、処理事業者では瓦礫や木くずに分別してそれぞれ処理している。瓦礫や木くずの処理実績はあり、マニフェストと処理の実態がかけはなれているところに問題意識を持っている。

事務局 混合廃棄物は非常に悩ましい、どうしても混廃で出さざるを得ない状況もあり、なかなか難しいところ。

今日、結論的なことはこの場では言えませんが、課題としては、従前から認識はしているので、引き続き、いろいろと国の考え方も踏まえながら検討していきたい。

篠原委員長 そういった問題は、隠すのではなくて前面に出し、排出業者に対して認知してもらうべきなので、計画の中に参考でもいいから付記して、マニフェストの在り方を県としては考えていかねばならないと考える。よろしくお願いいたします。

ほかになれば次に移ります。

◆議題3 サークュラーエコノミー（循環経済）への移行に向けた目標・取組みについて

事務局 サークュラーエコノミー（循環経済）への移行に向けた目標・取組みについて説明（資料3 6章）

田崎委員 まず、65ページのリチウムイオン電池のところ、既に赤字で修正していただいているが、危険なものを生産事業者が作って、回収・処理については自治体や廃棄物事業者に負荷をかけているという状況。環境省でも、生産事業者の回収システムを検討しているが、膨らんだ電池は回収しないなど、結局リスクは末端の自治体や廃棄物事業者に負荷をかけている状況。国への要望をしっかりとさせていただく必要がある。

2点目が69ページのグリーン購入のところ、プラスチックの回収と同時に、リサイクルされたプラスチック素材を使う、もしくは、それを使った製品を購入するということが特に大切になる。グリーン購入の中でも、特にプラスチック素材を使った製品を積極的に使っていただくというのを県の中でもしっかりと広めていただきたい。

事務局 リユース品については、日本における自治体の導入率が市町村で非常に低い状況。民間事業者は、中古のリユース品をしっかりと使っていたり、フランスではリユース品のグリーン購入の目標を設定しているが、日本並びに市町村では遅れている部分がある。それらの状況も意識しながら調達の率先行動を取るようにしていただきたい。リチウムイオンバッテリーに関しては、しっかりと国に要望していきたい。

グリーン購入については、再生プラスチックを使った品目がグリーン購入の規定に入っており、本県でもグリーン購入の調達指針で再生プラスチックを使った事務用品の購入などを積極的にしているところ。これは引き続き進めていきたい。

なお、グリーン購入でリユース品の取扱い事例がないため、どういった形にするかは今後検討し上手く反映させていきたい。

なお、ささやかな取組であるが、庁内で余った机などを融通し合う取組みは以前からやっており、先日、当課でも不要になった机を他所属へ融通した事例もある。

中台委員 62ページの一番下のサーキュラーエコノミーの認知度を90%に持っていくのはなかなか厳しくて、全国的にもどうやって認知度を上げていくのか議論されているところ。今、事例にあった「庁内の中でもモノをやり取りしていますよ、モノを大事にしていますよ」という取組がサーキュラーエコノミーに寄与していることを役所の方たちがどれだけ認識しているか。サーキュラーエコノミーの

認知度も、アンケートを取ったときに「我々は実践しています」と丸をつける方が何人いるかに左右されるもの。熊本県ならではの、〇〇システムや〇〇活動など、何か明確に銘を打って、サーキュラーエコノミーと普段のリユースやモノのやり取りなどがサーキュラーエコノミーにリンクするようなイメージ戦略を取られてはどうか。90%は難しいかもしれないが、地域地域でやられている小さな活動が、最終的には県が目指すサーキュラーエコノミーに紐づいていることを認知させる取り組みは有効ではないだろうか。

事務局 90%が非常に厳しいことは重々認識している。いただいた御助言は非常に参考になる。先ほどの庁内の机のリユースも、サーキュラーエコノミーにつながっていることは、恐らく誰も意識していない。先ほど、田崎委員から、グリーン購入でのリユース品というお話もいただき、我々もグリーン購入の中にリユース品を入れることで、リユース品の購入行為がグリーン購入であり、そしてサーキュラーエコノミーであるという意識づけは必要と考える。そういった戦略はぜひ参考にさせていただきたい。

東原委員 軽微な点を3点御指摘させていただく。56ページの廃棄段階の三つ目の丸に「メルカリ」と具体的な企業名が入っているが問題ないか。62ページ、63ページの表5-3-1の表記について、これまでの表は全て「トン」という片仮名表記だが、ここだけ「t」になっているので、整合性をとっていただきたい。

69ページの下から5、「消費者団体や」で始まる場所、「消費者団体や業界団体とも連携をかりつつ」とあるが、「図りつつ」の間違いではないか。

事務局 御指摘のとおり誤字等あるので修正する。具体的な事業者名も削除する。

なお、東原委員の第5章部分の質問で、「食ロス問題が課題に入っていないのでは」とのご指摘いただいた部分は、一般廃棄物という整理で、11ページに課題という形で書いていた。補足させていただく。

柳瀬副委員長 廃棄物処理計画で今一番問題になるのは、プラスチック製品をどうするか。適正処理あるいはリサイクル含めて、プラスチックの課題が解決すれば、廃棄物処理に関する課題はある程度、解決すると考えている。その中で、県だけで一生懸命やっても、限度があるため、生産者拡大責任（EPR）に関しては、国に対して必要な措置を要望するような文言を入れる必要があるのではないか。例えば、67ページの(3)のサーキュラーの①生産段階の1番目のポツは、「積

極的に情報発信します」だけでなく、国に対してもEPRを要請するということを書いておくべきでは。

これまで、やれることは大概やってきていると考える、あとは、国から生産者に対して、EPRを積極的に呼びかけていただき、自治体がやりやすい形に持っていくべきでは。

69ページのグリーン購入について、「県としてグリーン購入などを通じて」と書いてあるが、県だけでなく、ある程度の事業者に対してはグリーン購入を導入していただいて、CO2削減、カーボンニュートラルとともにやっていただくような形にするために「事業者」というキーワードも入れるべきと考える。

70ページの下から2番目のポツのところ、市町村が家具など不要になったものをリサイクルセンターなどに置いているが、それに対する情報発信が、市民に対して少ないと感じる。市民向けの行政タイプのメルカリみたいなものを各市町村で、あるいは県のホームページなどにつくって、机とか家具などリユース製品があるという情報発信をすると、よりリサイクルが推進できると考える。

事務局

プラスチック問題への対応について、御指摘のとおりで、元々環境配慮設計や生産者拡大責任による取組や、製品プラを回収する取組は費用が高くなる。なかなか自治体レベルではやれることは限界があるため、ここに対しての国の要望というところはおっしゃるとおりと考える。製品プラの回収に関しては、国がプラ循環法で市町村に取組を求めている以上、それなりの財政的な支援もしかるべきであり、プラの製品回収については国に対して財政的な支援を従前から全国知事会などで要望しているところ。環境配慮設計などに関しても御指摘のとおりと考える。

69ページのグリーン購入の件だが、その下の最後のポツに「市町村に対して率先行動を求めるとともに、事業者等に対しても取組を依頼する」というのは、グリーン購入を含めた活動について、市町村、県内事業者にも横展開を図りたいという意図で記載している。大型ごみについて、「大型ごみにはこんなものがある」という情報発信が不足しているのではとのご指摘は、ご指摘の通りで、やはりそういった情報発信がないと、なかなか買手ももらい手もつかないと考える。

このような動きは、全国的に先行事例があり、ジモティーやメルカリと協力して、大型ごみや不要物をアプリを通じてネット上で情報発信してやり取りする動きがあるため、70ページのポツの中に、その点も視野に入れて記載している。

- 薬師堂委員 リユースに関して、会計法上、国の予算や県の予算を使って事業でリユース品を使うというとき、価格設定委員会をつくらないといけない。国として、リユース品の使用を推進するのであれば、会計法上の縛りがある程度緩くするとか、グリーン購入の場合は、リサイクル品は使えるが、リユース品となると非常にその辺りが難しくなるためそこを緩和するなどの措置が必要ではないか。リユース品は事業者として自分で使う部分には使えるが、公的機関の事業に使うというところにネックがあるので、その点を改善すると全体の経費節減に役に立つと考える。
- 事務局 今の話は国や県の補助事業の中で何かを買うときに、それがリユース品である場合、認められないということか。
- 薬師堂委員 新品を購入する前提であり、リユース品については耐用年数が適正に判断できないところが、リユース品の導入が難しい部分になっているのではないかと考える。
- 田崎委員 国のリユース検討会にも関わっている立場で今のお話を聞かせていただいた。やりやすい部分とやりにくい部分があるというのはおっしゃるとおりだと考えている。今回の要望については、国の議論の中で、もう少しいろんな場面でもリユース品が使いやすいようにするべきではとの要望を上げてきたい。環境省で力を入れてやっているのがリユースの分野であり、これからリユースのロードマップをつくろうという動きもあるところ。今回の意見はロードマップをつくる上で非常に参考になる意見だと考える。
- 田中委員 63ページの表の上から2項目、自転車シェアリングは削除しないか。基本的に自転車のシェアリングは熊本市内だけ。私たちの自治体とか観光客向けのレンタサイクルは行政がやっている部分はあるが、県全体でやっていない事業を県が目標設定して、この表の中に入れておくべきか。現状も1.6%しかないのを目標90%で、しかも5年後にというのは、そもそも無理がある話じゃないのか。
- 64ページですけど、丸の下から4丸目、その他、資源化可能な一般廃棄物の括弧書きの中に「紙おむつ等」と入っているが、紙おむつのリサイクルは現状としてほぼできてない。いろんなところでいろんな手段でテストをしているが、これだという手法が出てない現状で、県として自治体に対して勧められるのか。例えば、県がプラントをつくって、紙おむつを県内中持ってこいと言うならば別であるが、紙おむつ専用の再資源化プラントをテストケースで作ったりした自治体もあるが、ほぼほぼ全部うまくいってない。逆に、日本の紙おむつは非常に性能が良すぎて高分子吸収材がどうしてもきちんと回収できないという部分があるので、これを目標に「紙おむ

つ等」を入れると、逆に実現可能なんですかというようなお話になってくるかなと考える。

次が66ページの丸の上から二つ目ですけど、これは産廃のところに書かれているが、「複合素材の重層（お菓子の袋）」。確かにそうだが、一般廃棄物のほうは「お菓子の袋」と書かれていて、産廃のところの例として、「お菓子の袋」というのが果たして正しいのかなと。例えば、断熱フィルムであったり、断熱素材であったり、いわゆる建築現場やそういうところで使われている複合素材はほかに何種類かあるが、そういうものをここには書いたほうがいいのでは。

67ページの③の二つ上、「PCB廃棄物の期限内処理を目指して」というところ、一旦処理期限は終わっている。何回か延長されているが、書きぶりとして、この表現だとまだPCBが出せるという印象を受けるので、このPCBの期限内処理という文言は適切か。

70ページの最後から71ページの頭にかけて、朱書きで廃棄物処理業界の課題となっている人材不足の点を書かれている。本当に人材不足が課題となっているが、この部分について、結論として「将来性、魅力を積極的に周知する」と記載されているが、正直言えば、廃棄物処理業界ですが、かなり外国人の労働力も入っている。それと、産業として維持していかないと、潰れてしまっただろうという業界。特に小さい市町村だと、ごみを収集してくれる業者さんの後継者がいないことを多々聞くので、ここについて、産業として回していくというところで、例えば、必要な手だてを入れるという記載が必要ではないかと考える。

例えば、浄化槽であったり、し尿であったり、くみ取の業者さんがいるが、くみ取の価格はすごく低い金額でずっと何十年も変わっていない。業者さんとしても人がどんどん入ってこない。だけど、一般の人は、「いや、うちはもう下水道だから、くみ取関係ないよ」とか言われる方も多いが、例えば、工事現場の仮設トイレのくみ取はくみ取業者さんしかくみ取れない。結局、そういう業者さんがいなくなると、仮設トイレというものの自体が今度は使えなくなる。工事現場やイベントで、実は意外と見えないところでも、そういう業者さんがいないと困るというのは多々あるので、産業としてこの廃棄物、収集も含めて、処理も含めて、これから先の未来もきちんと県内で一定数が残っていくような形で、何かしていく手だてを取るべきじゃないかなと。そこまで踏み込んで書くべきとは言いませんが、何かきれいに将来性があることをPRすれば人が集まるという

のは、ちょっと気持ち絵空事のように見えてしまったので、そこは私の意見として言わせていただいた。

6 3 ページのシェアリングについて、自転車シェアリングに違和感があったかもしれないが、シェアリングそのものはサーキュラーエコノミー上、非常に大事な概念であるため省けない。自転車シェアリングは、熊本市とその周辺の一部地域でしかないが、ただ、そのほかにニーズがないわけではないし、観光客向けというところでのシェアリングというのは当然ニーズがあるため、ここに関しては、我々として重視しているので、そのままにさせていただきたい。

6 4 ページの紙おむつですが、ここも我々と認識が違って、我々は大牟田や鹿児島に視察に行って、きちんと事業として成り立っているところを確認している。高分子吸収材も、きちんと分離、回収して、そのまま水平リサイクルという形もあり、建築資材として回している事例も確認している。国も紙おむつのリサイクルを、リサイクルターゲットの一つに挙げているので、無理難題を押しつけているというものではないと考えている。

6 6 ページのお菓子は、これは御指摘どおり適切ではなかったもので、容器の包装など、表現を見直したいと考える。

6 7 ページ、PCBに関して、御指摘のニュアンスについて、表現を見直したいと考える。

7 1 ページの人材の件について、ご指摘のとおり、特に一廃業者さんに関しては下水道率が高まって、なかなか仕事のパイが減ってきているところ。ただし、この件については別途、業界を保護する法律があるため、ここの項目で入れる内容とは違うのではと考える。ここで書いた主旨は、あくまでもサーキュラーエコノミーの動静脈連携で素材の供給を担うということを周知していくことは、我々としては必要なことと考えているところであり、記載についてはこのままでもいいからさせていただきたい。

◆議題４ 「バイオマス活用推進計画」、「災害廃棄物処理計画」の変更の方向性について及び「長期広域化・集約化計画」検討状況の報告について

事務局 個別計画改訂の方向性等について説明（資料４）、熊本県一般廃棄物処理施設長期広域化・集約化計画の方向性について説明（資料５）

篠原委員長 ありがとうございました。
追加説明はありますか。ただいまの説明に何か御意見ございますか。

事務局 熊本県一般廃棄物処理施設長期広域化・集約化計画の方向性について説明の追加説明

篠原委員長 ありがとうございます。追加説明ありますか。

事務局 補足です。まず、２３ページのスケジュールは、あくまでも各市町村の現行のスケジュールを載せたところ。

もう１点補足ということで、これはあくまでも、議論の皮切りというところでお示したブロックで、これで決定したわけではない。むしろこれをたたき台、スタートラインとして、この計画を廃棄物処理計画に入れ込むので、５年ごとに必ず見直すことになる。５年ごとの見直しの際、ブロックごとに各市町村と協議を進め、必要な見直しを行い、最終的には合意が得られたブロック案を目指していきたいという趣旨。

このスタートラインの県のブロック案は、単にコストだけで設定したもの、これに関してはいろいろと各市町村等から御意見いただいている。例えば、菊池広域連合は、非常に苦勞されて合志市にクリーンの森合志という施設を作られて、そこで菊池市、合志市、大津町、菊陽町のごみを処理している。この施設は令和３年度に移転したばかりで今後２５年ぐらいの施設の利用計画も予定されているというところで、菊池広域連合から、そういった経緯もあり、今の段階では広域化・集約化について、このブロック案での参画は難しいんじゃないかとの意見もいただいている。

その他の地域からも、ごみ処理施設というのは周辺の住民の方にとってはなかなかナーバスな側面も持っており、そういったところも含めて、この広域化・集約化計画が独り歩きして、誤解を生むというのを懸念するという声もいただいている。こういった、各地域の意見に十分配慮しながら、５年ごとに見直しを進めていき、できるだけというよりも、当然地元の合意がないとできない話であるため、そういった合意を目指して広域化・集約化の検討を進めていく必要があると思っている。以上、補足させていただく。

篠原委員長 長期広域化・集約化計画の今後の議論の予定は
事務局 先ほどの資料５のスケジュールを見ていただいたとおり、次回の検討委員会でも議論する。今回ブロック案の２がコスト的に一番安いというところで２１ページに書いている。これを今回御説明させていただいた。これで特に異論等がなければ、ブロック案の２をブロック案として、広域化計画の素案を事務局で作成し、市町村に説明した後、次の第３回検討委員会で具体的な計画をお示しする。

篠原委員長 了解しました。今日はバイオマス関係はやめて、持ち越しですか。
事務局 バイオマスと災害廃棄物に関しては、今回、大きな方向性をお示しして、中身についての議論は次回となります。

◆閉会

以 上